

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校（以下「中込小学校」という。）の長寿命化改修を進めるため、佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 中込小学校の施設整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、中込小学校の長寿命化改修に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中込小学校に在学する児童の保護者
- (2) 中込小学校が所在する地域住民
- (3) 中込小学校を支援する団体等の代表者
- (4) 中込小学校の教職員
- (5) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その

意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育施設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施工期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。